

No.8 2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第8回猪名川部会の内容……………P.1
- 第8回猪名川部会の資料より抜粋……………P.5
- 意見聴取の会(前半の部)の概要……………P.7
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年1月27日(日) 第8回 猪名川部会が開かれました。



【大阪国際会議場にて】

第8回猪名川部会 委員リスト

2002.1.27現在
(五十音順、敬称略)

No	氏 名	対 象 分 野	所 属 等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源 (水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係 (魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物 (植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境 (自然保護) 教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

● 部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

No	氏名	対象分野	所 属 等	備考(所属会議)
-	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	委員会
-	吉田 正人	自然保護 (自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	委員会

注1：対象分野欄の () は委員の専門を示しています。

第8回猪名川部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。前半の部では「一般からの意見聴取」が行われ、7名の方から意見発表頂きました。後半の部(会議)では、前半に行われた一般意見聴取についての意見交換、検討課題(環境等)について河川管理者からの説明および委員による意見交換が行われました。

第8回猪名川部会(2002.1.27開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

- 1 決定事項
- ・次回、河川管理者より「国土交通省として環境をどのように捉えているか」について説明が行われることとなった。
- 2 審議の概要
- (1) 前半の部：一般からの意見聴取
- 本日の会について
- 庶務より意見発表者候補の選出の考え方と結果についての説明が行われた。
- 一般からの意見発表と委員からの質問
- 7名の方から1人7分で意見を発表して頂いた。前半は4名の方に発表して頂き、その後、委員から発表者への質問を行った。後半は3名の方に発表して頂き、その後、委員から発表者への質問を行った。
- 会場からの発言
- 一般傍聴者3名から発言があった。
- (2) 後半の部：会議
- 一般からの意見聴取について
- 一般からの意見について委員から感想が述べられた。今後の意見聴取の実施方法や反映方法についても意見交換が行われた。
- 検討課題について
- ・河川管理者より、現状・課題・方向性の検討として、資料2「猪名川における課題(縦断方向の不連続・横断方向の不連続)」について説明が行われた。
- ・環境について意見交換が行われたほか、治水・環境・利用の優先順位、川のあるべき姿などについて議論が行われた。
- 一般傍聴者からの意見聴取
- 一般傍聴者2名から発言があった。
- 3 主な説明内容
- 河川管理者からの説明
- 説明要旨：資料2「猪名川における課題(縦断方向の不連続・横断方向の不連続)」
- ・猪名川は、取水並びに排水堰、或いは治水安全上必要な河川工作物等によって遮断されている箇所が多数あるため、河川の縦の連続性が損なわれてる。
- ・池田井堰には魚が遡上できる様な魚道が確保されている。まだ供用されていないが、新加茂井堰にも魚道が確保されている。このような取り組みによって、河川の縦の連続性を回復する試みが行われている。
- ・軍行橋下流付近では水面幅が減少している。昭和42年には約130mだった水面幅が、平成

- 12年には約80mにまで減少している。また、平成元年から現在までの間に軍行橋下流付近の高水敷が冠水したのは計8回。高水敷に水が乗らないため、外来種が繁茂する恐れがある。
- ・この高水敷の水際部分を開削することによって、従来の水面幅を取り戻し、横の連続性を回復できるのではないかと考えている。
- ・猪名川の課題としては、縦断方向、並びに横断方向の連続性が遮断されているということがあげられる。今後は海から川の上流までの区間に、魚が遡上できるような魚道等の検討が必要である。
- ・費用面や環境との共生も考えて、どうソフトランディングしたらよいか、これが1つの課題である。
- ・自然が減った都市部の子供たちにとって河川敷は環境教育の場であり、また、人々が自然と触れ合いながら、自分の暮らしを川から学ぶ場でもある。
- ・治水、利水だけではなく、環境についても、総合的な目標や今後の方向性ををつくっていく必要がある。その際には、望ましい生態系のシステムを明確にし、地域ごとの特性を考慮した目標を設定していく必要がある。

4 主な意見

- <長期的な展望、川のあるべき姿等>
- ・治水、環境、利用を並立させるためには、土地開発が無責任に進みすぎてしまった。現状をいったん棚上げしたうえで、100年後の流域の土地利用はどうあるべきか、そのビジョンをまず考え、そこにソフトランディングするための河川整備計画を考えていくべきである。具体的には、引堤により河道を2倍、3倍に広げることが100年後の目標とすべきである。
- ・河川に対していろいろな要望があるため、今後20年から30年の河川整備計画を考えるならば、とりあえずゾーニングによって当事者間の調整をはかることで対応していかざるを得ないだろう。しかし、将来的な環境の目標、取り戻すべき河川の姿を考え、そこに向かっていかななくてはならない。
- <河川に対する意識>
- ・自然を守るということは自然のリスクを背負うということでもある。そういった意識を養っていくために、洪水の実態やハザードマップを住民に周知してゆく必要がある。
- <事業のあり方>
- ・猪名川流域には、大阪には珍しい大型の野生動物が生息している地域があるが、これらの豊かな自然環境を守っていくことも、河川の範囲内でしっかり事業化してゆくべきことではないか。
- <連携、パートナーシップ>
- ・現在、河川のすぐそばにまで街が広がっているが、住民にはその危険性が周知されているのだろうか。
- ・用水路にしかない魚を保全していくためには農水省と一体になって生態系の保全に取り組んでいかなければならないし、下水道の整備については自治体に対して対策の提言や要望を出していかなければならない。
- <市民とのコミュニケーション>
- ・情報公開や将来の街づくりについて議論するためには、地域の行政について、自治体の考えを聞いてみる必要があるのではないか。
- ・今回の意見募集で猪名川流域に関わっている方々の意見を全て聞き出せたのかどうか、疑問に思う。
- ・様々な立場にある人々との間でコンセンサスをとっていくためには、市民への情報提供や啓発といった取り組みを事業として組み込んでいく必要がある。
- ・住民意見の聴取は今後も継続して実施すべきである。その際には、ダム賛成派、反対派から意見を聞くといったように、テーマを絞って行うべきだ。

- <治水、利用、環境>
- ・これまでは生命や財産を守るために治水を優先させてきたが、今後は、都市部の唯一の自然としての河川、レクリエーションのための河川といった様々な観点から河川を捉えてゆかななくてはならない。そのためには、議論の中で優先順位をつけてゆかななくてはならない。
- ・優先順位は地域、歴史、文化等によって変化する。多数決によって決定するのはできるだけ避けた方がよい。
- ・様々な考えを持ったユーザーが、猪名川の都市部の狭くて短い河川敷に存在しているため、環境、治水、利水の間でコンフリクトが生じている。今後、その調整のためにゾーニングという考え方を議論してみてもどうか
- ・河川敷にコスモスを植えることを望む団体もいれば、川らしい自然の姿を望む団体もいる。その地域によって考え方は様々だろう。地域の住民、行政、河川管理者を含めて話し合う場を地域ごとに設定する必要がある。
- ・都市部の河川は、大自然の力と人間の力が均衡して保たれている貴重な中自然である。教育の場、憩いの場として残していくべきである
- ・これまでは河川整備やゾーニングによって、海から川への連続性や堤外から堤内への連続性が断ち切られてきた。今後は、その連続性を取り戻すことを目標とするべきだ。
- ・河川を緑の回廊にするのは、生物の棲息地の連続性を回復するためにはよい考えだと思う。
- ・海と川の縦の連続性が様々な河川工作物によって断ち切れ、魚が行き来できなくなった。また、川と田んぼの横の連続性も用水と排水を分離によって断ち切られた。これらの連続性を回復しなければならない。
- ・河川が蛇行することによって瀬と淵が生まれ、そこに生物や植物の生育環境ができあがっていた。今ある瀬や淵は絶対に壊してはならないし、もし可能なら、自然な洪水によって瀬淵構造を再生するべきだと思う。
- <洪水>
- ・ダムはいつか壊れる時がくるだろう。100年後の人口が減少していく未来を考えたときに、ダムのような人工的なものに頼った治水で本当にいいのだろうか。自然の再生力を取り戻すことを目指すべきではないか。
- ・日本人は沖積平野という危険な場所に住んでいることを意識しておかなければならない。
- <利用の方向性、考え方>
- ・いったい誰のために、河川敷の利用を優先すべきか。今現在誰が利用しているかではなく、これから先、いったいどんな人たちにとって何が一番大切なのかといった視点で考える必要がある。
- <環境の方向性、考え方>
- ・環境を考えるに当たって、その範囲を河道からどこまで広げる必要があるのか。
- ・国土交通省では「環境」をどう捉えているのか。環境を人類社会の存続という観点から考えるのであれば、河川管理者は、治水によって人の命を守らなければならないのと同様に、河川の中でできる環境への取り組みを事業として位置づけていかなければならない。
- ・環境とは河川の生産力のことである。国土交通省は、かつて川が有してた漁獲量のポテンシャルを取り戻すことを目標にすべきである。
- ・「食べられる」というのは環境を評価するうえでの重要なファクターである。食べられる魚が育つ川の環境を取り戻していかなければならない。
- <委員会、部会における検討の進め方>
- ・河川の縦の連続性を阻害するものである井堰のことや、農水省など他省庁に関わる問題である用水路と水田の落差等についても、この中間とりまとめに含めてよいのか。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。
最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



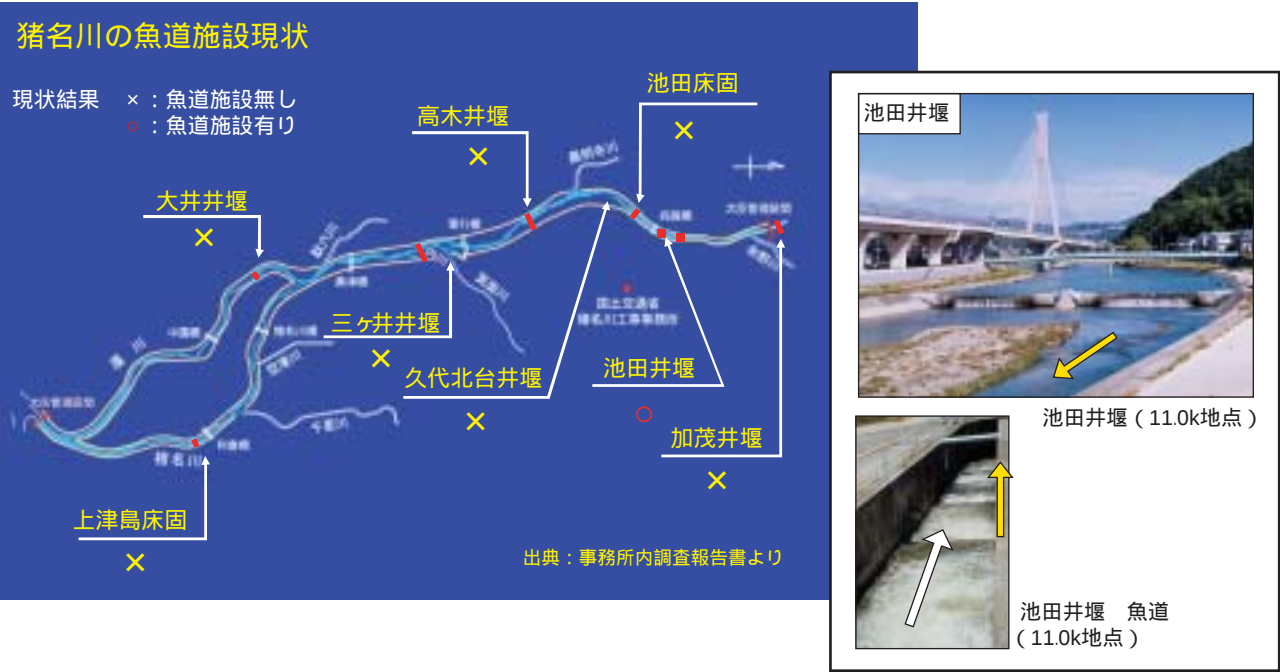
■ 説明資料一覧
配布資料リスト

資料名		提供主体	ボリューム ()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	i08-A
資料1	意見発表者と応募意見	庶務	A4(10), 別添資料 A4(2)	i08-B
資料2	現状課題・方向性検討についての説明資料: 河川管理者提供 「猪名川における課題（縦断方向の不連続・横断方向の不連続）」	河川管理者	A4(7)	i08-C
資料3-1	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(25)	i08-D
資料3-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(17)	i08-E
参考資料1	第7回猪名川部会(2002.1.18開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(3)	i08-F
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(1)	i08-G
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A3(1)	i08-H

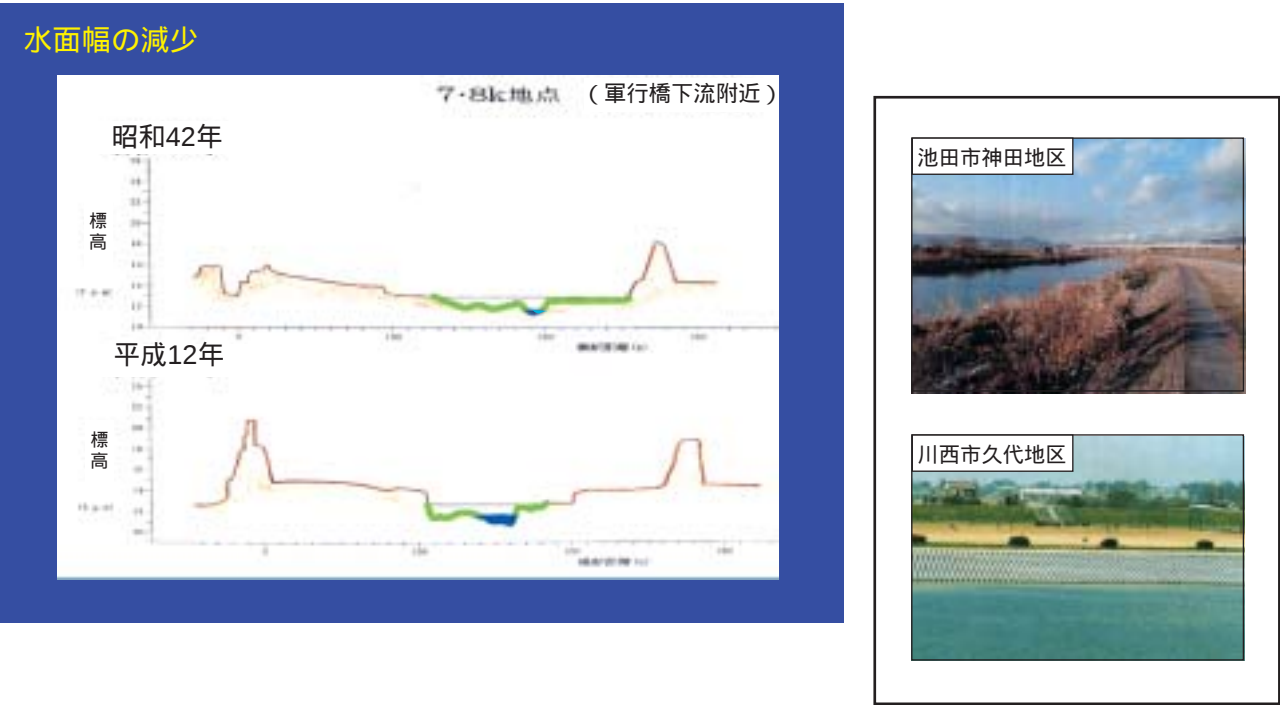
注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください
注2：「」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

第8回猪名川部会の資料より抜粋

- 河川管理者説明資料より
河川管理者より、資料2「猪名川における課題（縦断方向の不連続・横断方向の不連続）」を用いて、河川環境に関する問題等についての説明がありました。以下にその主な内容を抜粋して掲載いたします。
- 縦断方向の不連続



- 水域から陸域への横断方向の不連続



第8回猪名川部会では、資料3-1、3-2を参考に、利用、環境等の検討課題について議論が行われました。以下に、資料より主なものを抜粋して掲載いたします。

資料 3-1「検討課題についての意見整理資料（案）」-

1. 淀川水系の理念・目標

1-1 長期的な展望、川のあるべき姿等

(1) これまでの経緯

① 本来、川はどうあるべきかといった理想的な姿の検討が必要

現状から考えるだけでなく、理想的な姿としての川のあるべき姿を考えるべきである。例えば、「多様な生物の棲める川を取り戻す」、流域の住民の生活のあり方を含めた川川のあるべき姿等、があげられる。

② 長期的な視点の考慮

河川整備計画は20～30年間の具体的な整備内容を示すものであるが、より長期的に影響を考慮すべき要因、対応が必要な要因についてはそれに対して考慮すべきである。例えば、100年先の流域の姿、今から対応を行って数十年後に成果がでるもの、文明を推進する上での必要等。

資料 3-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表（案）」

[illegible]

意見聴取の会(前半の部)の概要

第8回猪名川部会の前半の部では、「意見聴取の会」が行われました。意見発表者7名を前半4名、後半3名に分け1人7分で発言いただき、その後、委員から発言者へ質疑応答がなされました。最後に、一般傍聴者3名から発言がありました。

以下の発言については、現在確認作業中ですので、今後、修正・変更の可能性があります。

- はじめに（部会長より）
 - ・ 本日は前半に一般からの意見聴取を、後半に通常の会議ということで行いたい。
 - ・ 前半の一般からの意見聴取の発表者の選出にあたっては、新聞広告など頂いた意見の中から部会委員の希望を主としながら、部会長、部会長代理で決定した。
 - ・ 本日はここで何かを決めると言うわけではなく、それぞれの発表者の意見を承るという形で進め、それを今後の部会に反映させていきたいと考えている。



- 意見発表者からの意見と質疑応答（抜粋）

1. 流域全体のマスタープランの確立を

- ・流域全体で治水、利水、環境の多面的な管理や保全をすることが望ましく、流域の土地利用を含めたマスタープランの確立が重要である。
- ・人口の減少期を目前に控えた今、財政的な負担能力の限界を考慮して、維持管理経費を念頭に置いた効果的で効率的な整備のためのシステムを検討すべき。例えば、住民、行政、企業の間で維持管理の機能を分担するといった議論をしてみてもどうか。
- ・河川整備によって利益を受ける人が管理維持費用を負担するといった受益者負担的な考え方を取り入れてゆく必要があるのではないか。

2. 優先順位を討議することが流域委員会の課題である

- ・流域委員会において、治水、利水、環境にとどまらない多様な討議を行うことは重要だが、TPOに依じて、必ず優先順位がある。この優先順位を討議し決定するのが、この流域委員会の最大の課題だと考える。

Q：具体的には、どのような優先順位を考えられておられますか。（委員）

A：治水、利水、環境は平等だと思っています。ただ、場所によっては治水が大切なところがあるでしょうし、環境が大切なところがあるでしょう。優先順位はTPOに応じて考えるべきです。（意見発表者）



3. 水と親しめる川づくり

- ・子供たちにとって川が遠い存在になってしまったこと、近寄ってはならない危険なものとして教えられていることが問題点だと考える。
- ・スーパー堤防等の拡充を進めてより一層安全な河川にしてゆく必要はあるが、教育や啓発といったソフト面に力を注ぐ時期が来たのではないか。
- ・子供が素足で水辺に降りても安心な川、アユが釣れる水質、釣った魚が食べられる川を目指した川づくりを。
- ・舟運のための対策を。緊急用を含め、淀川大堰に船の通れる水門を設けてはどうか。

4. 余野川ダム の 必要性について、様々な議論を

- ・余野川の流域面積、流量ともに大きくないので、猪名川本川に対する余野川ダムの治水効果はそれほど高くないのではないか。
- ・川の自然を維持するためには、平時において水の流れない乾いた陸地を冠水させる必要がある。
- ・環境へのインパクトも非常に大きいこのダムの必要性について、財政面も含めて、様々な角度から深い議論を期待したい。

Q：余野川ダムが不要な理由を一言で言うとしたら、どうなるでしょうか。（委員）

A：日本に財政的な余裕がないからではないでしょうか。あと、利水の問題です。大阪には水が余っているわけです。こんな小さな川に大きなダムは不要だと思います。私はダム否定派ではないのですが、このダムに関してはあまりにも効率が悪すぎます。（意見発表者）

5. 「山林に植樹すれば、ダムは不要だ」という意見について

- ・山林に植樹すれば、浸透する降雨の量は増加する。しかし第7回猪名川部会でも報告されたように、ある一定の降雨量以上になれば、山林の保水能力は飽和してしまい、雨はそのまま流出してしまう。
- ・自然環境を保全することは重要だが、洪水によって人命が失われることは避けねばならない。人間が安全に生活できてはじめて自然と親しめるのではないだろうか。
- ・余野川ダムでは環境保全を考慮して、その開発区域からオオタカの生息地域がはずされた。新しいダム開発技術の導入等によって、自然や生物との共存型ダムを作ることは可能だと思われる。

Q：治水と環境のバランスをどうとって、新しい河川管理の総合的なあり方を考えていくべきか、悩んでいます。そこで、お伺いしたいのですが、なぜ治水を重視されているのでしょうか。一言で言うとしたら、どうなるでしょうか。（委員）

A：やはり、洪水の実体験です。ひどい臭いですし、部屋の中は本当にもうむちゃくちゃなのです。洪水を経験した者としては、やはり河川改修を進めて欲しいと強く思います。（意見発表者）



6. 猪名川、藻川への思い

- ・戦後、猪名川、藻川の河川改修が進んだことで洪水の脅威は薄れつつあるが、同時に住民の洪水に対する危機意識も低下している。感謝の日などを設けて、防災への心構えを喚起し高めていかなければならない。
- ・猪名川の最下流域である尼崎では、河川敷が最高度に利用されている。今後は、市民の憩いの場、子供たちの環境教育の場として、環境改善のためのビオトープ作りや、野草、宿根草や低木のあ

Q：市民の憩いのために河川敷にチューリップや桜を植えることに対して、川らしい自然を壊す行為だという意見があります。どう思われますか。（委員）

A：市民の強い要望もありますし、市民に喜びを与えるという観点からも、許される範囲で考えていけばいいのではないかと思います。現在、高水敷は子どもたちが利用していますが、低水敷については、市民との協議のもとで自然のままに放置状態にしておけば、生物が棲める環境ができあがっていくのではないのでしょうか。（意見発表者）

7. 土道の堤防を子どもたちのために残したい

- ・昭和58年、藻川の堤防がアスファルトのサイクリングロードになるという話があったおりに署名活動を行って土道による整備を要求し（上記一文はその陳情文から抜粋）、土のまま保存してもらうことになりました。平成10年には、土ぼこりがひどいので舗装して欲しいという地元住民の要望に対して、改めて「土道を愛する会」を作って現在も活動を続けています。
- ・尼崎は平地ばかりの街です。川が唯一の自然なのです。この自然を失うと、子どもたちは自然を知らないまま育っていきます。川端康成の文章に「虫が鳴いている」というものがあります。虫と言えば、皆さんはコオロギやスズムシを連想されるでしょう。しかし、自然を失った子どもたちは「虫の声」を知ることができません。

Q：例えば、貯水池の周囲に遊歩道を設置するとその維持管理が必要になってきます。猪名川では、そういった維持管理を行うための、NPOやNGO、婦人会同士のネットワークのようなものがあるのでしょうか。（委員）

A：維持管理を実施していくのはやはり役所ではないでしょうか。役所の中で理解してくれる人がどれだけいるにかかっていると思います。役所と市民が話し合っていてやっていくのが、一番ではないかと思っています。（意見発表者）

● 一般傍聴者の意見（抜粋）

- ・100年に一度の雨に備えるため、大阪空港の広い敷地に遊水池機能を持たせてはどうか。
- ・欧米での河川整備はダム撤去や再自然化という方向に向かっている。国土交通省の河川審議会の答申にも、水を川に閉じ込めない治水のあり方を検討すべきだとなっている。今後は、まず治水の必要性があるのかどうかを検討し、必要があるならば、様々な代替案を示して、民主的に検討して頂きたい。
- ・環境については、動物であれば動物の、植物であれば植物の環境指標を設定した上で議論して頂きたいと思う。

これまで開催された委員会および部会等について

第8回猪名川部会(平成14年1月27日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第 1 回 委 員 会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第 2 回 委 員 会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第 3 回 委 員 会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第 4 回 委 員 会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第 5 回 委 員 会	平成13年9月21日(金)		第5回淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第 6 回 委 員 会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
				第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
				第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
				第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
				第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
				第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
琵琶 湖 部 会	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第2回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第3回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
	第7回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)
	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		設 立 会	平成13年2月1日(木)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		発 足 会	平成13年2月1日(木)
	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)
			そ の 他		

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。
ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

- ホームページ
会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。
<http://www.yodoriver.org>



- 郵送
郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)
ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。
- 閲覧
資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2.下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例)●月●日	会議名 例)第●回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例)第6回淀川部会	資料請求 No 例)Y05-E	資 料 名 例)資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部 数 例)1

3.下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.8

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研 究 員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL ☎ 06 6341-5983 FAX ☎ 06 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

- 流域委員会ホームページアドレス
<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。